

## 保険をテーマにした最近のニュース集

最近、損害保険、生命保険を題材としたニュースがマスコミを賑わしています。その内容は保険金不払い問題から、政府の勧める「地震保険」の話題まで様々です。

保険販売を業としている会員の方々も当然ながらマスコミに取り上げられた時点では、その内容も認識しておられるでしょうが、ここでは最近の話題を、特に他社情報を再確認しておきましょう。

### 生命保険加入率、87.5%に低下 医療・入院保障は需要増(文化センター調べ)

生命保険文化センターがまとめた「生命保険に関する全国実態調査」によると、民間生命保険会社と郵政公社の簡易保険、JA共済を含めた生命保険の世帯加入率は87.5%と、3年前の前回調査と比べて2.1ポイント低下しています。

世帯加入率(家族のうち、少なくとも1人が加入している世帯の割合)は依然として9割近い水準を維持していますが、1994年調査の95.0%をピークに低下が続いています。民・官の差でみていくと民間生保は微増となっていますが、簡保とJAの世帯加入率が減少となったことが全体を押し下げているようです。

**減少が続いている理由は「少子高齢化の進展によって、相対的に保険加入率の低い高齢層世帯が増加していることが原因」(同センター)と分析している。**

2001年以降に民間の生保会社へ加入した人の加入目的では、最も多かったのが59.5%の「医療費や入院費のため」で、これまで1位だった「万一のときの家族の生活保障のため」(54.4%)を初めて上回りました。トップの医療費は、94年の調査(38.4%)以降毎年増加しており、**高齢化によって高まる医療ニーズを裏付ける格好となりました。**

また、民間生保の解約・失効率は、91年調査(10.4%)から毎回増加し、前回の2003年調査では過去最高の17.8%となりましたが、今回は前回調査比4.4%ポイント低下の13.4%と、15年ぶりに減少に転じました。

この調査は、生保加入実態などを把握するために、65年から3年に1回実施。今回は4月21日から6月19日までに全国の2人以上で構成する4088世帯から回答を得た。

#### < 解説 >

生命保険文化センターの調査結果ですが、調査対象が極端に少ないのが気になりますが、選挙の当確情報と同じで全体像との整合性は高いと言えます。

ただ、後述の表にあるように所得層が高いところにあるので、死亡保険金とか入院給付金額などは全体平均よりも高めに出ているようです。

## チューリッヒ保険自動車保険で心のケア実施

外資系損害保険大手、チューリッヒ保険は20日、人身事故を起こした自動車保険契約者と家族の心のケアを行う新サービス「パニックケア」を始めたと発表しました。

損保業界では初の試みで海外では事故を起こした運転者の約1割が心的外傷後ストレス障害(PTSD)に陥っているとの調査結果があることから、初期のカウンセリングの需要があると判断した結果。無料で、カウンセラーが電話や面接による相談に応じ、契約者の心理的なショックを和らげる。当面、関東1都6県でサービスを展開し、来年度末までに全国でカウンセリングが受けられる体制を整える予定。

### < 解説 >

自動車保険の入口と出口で分類すると、出口に類するサービスですが果たしてどれほどのニーズと差別化が図れるかはまだ未知数です。

## 損保ジャパンが「管理者向け積立マンション総合保険」を改定し補償内容選択可に

損害保険ジャパンは22日、マンション管理組合向けの保険「積立マンション総合保険」を10月1日に商品改定することを明らかにしました。補償内容をスリム化し、必要な補償を自由に付け加えるオーダーメイド方式を採用。さらに市中金利の上昇に対応して積立商品の予定利率も引き上げることとなりました。

積立マンション総合保険は、マンションの共用部分の補償に加え、共用部分の修繕積立金を運用する積立機能が付加されていますが、改定では、多様化していた補償内容を、火災や落雷、破裂・爆発などの必要最低限なものを基本補償として**台風などの水害や水漏れなどの被害の補償は「特約」と**しています。これにより各マンション管理組合はニーズに合わせて必要な補償だけをつけることができるようになります。

また、他社の保険から損保ジャパンの積立マンション総合保険に切り替える場合は、通常は契約締結時点に保険料を支払いますが、10日間猶予する制度が損保業界で初めて導入されます。

### < 解説 >

「積立マンション総合保険」積立期間終了時に保険会社から支払われる満期返戻金の支払いは、一般的に契約期間満了日の翌日に支払われるために、他社の保険に切り替える場合は無保険期間が生じていましたが、これを無くす為に考えられた仕組みです。

総合型損害保険は補償内容の細分化による選別(セレクト)化と、反対に加入者に必要な補償をパッケージ化することによって個別加入よりも割安にする方法の両極端に分かれ始めていますが、いずれ対象物(者)によって棲み分けがなされていき、各社同じような商品群に揃えられるものと思われます。

ただ「積立マンション総合保険」は長期修繕積立金の運用とマンションの保全を両立させた商品ですが、マンションの管理組合が加入するケースが多いと思われるので管理組合の担当者は、保険料が多少安くなることよりも想定される全ての補償を担保しておきたい(担当幹事は1~2年の持ち回りであるから、自分の担当時に何か不備が発生することは避けたい)と思われるので、どこまで補償内容の選別化が進むかはちょっと疑問です。

生命保険文化センター  
平成 18 年度生命保険に関する全国実態調査 速報版  
平成 18 年 9 月

## 調査要領

### 1. 調査目的

この調査の目的は、一般家庭における生命保険の加入実態を中心に、生活保障に対する意識等を時系列的に把握して、その統計基礎資料を提供することにある。なお、本調査は昭和 40 年以来ほぼ 3 年に 1 回の割合で行っているものである。

### 2. 調査項目

調査項目のうち、主なものは次のとおり。

- (1) 生命保険(民保、簡保、JA)の加入状況
  - 世帯の加入状況
  - 世帯員の加入状況
- (2) 年金型商品と個人年金保険の加入状況
- (3) 民保の特定の保障機能を持つ生命保険や特約の加入状況
- (4) 直近(平成 13 年以降)加入の生命保険(民保、簡保)
  - 加入者、加入決定者、加入理由、加入目的
- (5) 民間生命保険の解約・失効の状況
- (6) 加入保障内容の充足感
- (7) 生活保障に対する考え方
  - 世帯主に万一のことがあった場合の保障
  - 世帯主が 2 ~ 3 カ月入院した場合の保障
  - 夫婦の老後生活の保障
  - 世帯主または配偶者が要介護状態となった場合の保障
  - 世帯主が就労不能となった場合の保障
- (8) 生命保険の今後の加入に対する意向

### 3. 調査設計

- (1) 調査地域全国(436 地点)
- (2) 調査対象世帯員 2 人以上の一般世帯
- (3) 抽出方法層化二段無作為抽出法
- (4) 調査方法留置調査(訪問留置、訪問回収法)
- (5) 調査時期平成 18 年 4 月 21 日 ~ 6 月 19 日
- (6) 調査機関(社)新情報センター
- (7) 回収サンプル 4,088

生命保険とは、民間の生命保険会社の生命保険、郵便局の簡易保険、JA(農協)の生命共済のことをいい、生協・全労済の生命共済、損保の傷害保険や市町村の交通共済は含まない。

本調査の主要項目の結果は以下のとおりとなっている。

		項 目	全 生 保	民 保	簡 保	J	A
世帯員の生命保険加入状況 (個人年金保険を含む)	世帯主	加 入 率	82.7%	70.4	23.0	8.5	
		加 入 件 数	1.9件	1.6	1.4	1.3	
		普 通 死 亡 保 険 金	2033万円	2,022	483	1,740	
		疾 病 入 院 給 付 金 日 額	10.3千円	9.4	6.7	7.6	
	妻	加 入 率	73.9%	56.6	26.8	7.7	
		加 入 件 数	1.7件	1.4	1.3	1.2	
		普 通 死 亡 保 険 金	992万円	924	398	1,276	
		疾 病 入 院 給 付 金 日 額	8.4千円	7.4	5.9	6.7	
子	加 入 率	55.9%	30.8	25.2	3.2		
	加 入 件 数	4.2件	3.1	2.3	2.3		
	普 通 死 亡 保 険 金	3,269万円	3,055	709	2,776		
	払 込 保 険 料	52.6万円	39.6	29.9	30.4		
年 金 型 商 品 の 世 帯 加 入 率			24.4%	個人年金保険の世帯加入率		21.8%	
世帯の生活保障意識	世帯主に万一のことがあった場合の家族の必要生活資金						
	年間必要額		必要年数	総額	総額/世帯平均年取		
	362万円		17.0年	6,209万円	9.8年分		
	世帯主が入院した場合の必要資金 (月額)					29.8万円	
	世帯主または配偶者が要介護状態となった場合の必要生活資金 (総額)					3,792万円	
世帯主が就労不能となった場合の必要生活資金 (月額)					31.4万円		

- 注1) 加入状況の各項目は、加入率を除きすべて加入一世帯あたり(加入一人あたり)の平均である。  
 注2) 「子」は「子ども(未婚で就学前・就学中)」の数値である。「子」の加入率の定義は、11ページを参照。  
 注3) 「年金型商品」と「個人年金保険」の定義は、19ページを参照。  
 注4) 必要生活資金は、生命保険未加入世帯を含む全回答世帯一世帯あたりの平均である。

詳しくは、生命保険文化センターのホームページ  
<http://www.jili.or.jp/research/report/zenkokujittai15th.html>  
 をごらんになってください。

